

大阪府ひとり親家庭等自立促進計画(素案)

～第三次計画作成の考え方～

計画の位置づけ

1. 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく自立促進計画。
2. 同法第11条「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」及びひとり親家庭等の実態やニーズを踏まえた施策の展開。
3. 「(仮称)大阪府子ども総合計画」(平成27年3月)等、関連計画との整合性を図る。

第二次大阪府母子家庭等自立促進計画(H21. 12)
計画期間: H21年度～H26年度

第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画
計画期間: H27年度～H31年度

【計画の基本理念】

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

基本目標	就業あっせん
	就業支援
	就業機会創出
子育てをはじめとした生活面への支援	
養育費の確保等	
経済的支援	
相談機能の充実	
人権尊重の社会づくり	

主な施策(具体的取り組み)「現行の自立促進計画第4章より抜粋」

母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進	
母子自立支援プログラム策定等事業の実施	
ひとり親家庭等在宅就業支援センター事業の実施	
地域就労支援事業の推進と支援	母子自立支援員による就業相談
国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供	
公共職業安定機関(ハローワーク)における就業紹介	
公共職業訓練の実施	就業支援講習会の実施
母子家庭自立支援給付金事業の実施	
技能習得期間中の生活資金貸付の実施	
職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進	
母子家庭の母の雇用に関する事業者への働きかけ	
母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進	
公務労働分野における母子家庭の母等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み	
母子寡婦福祉団体が行う事業に対する貸付け	
母子家庭の母等が事業を開始する際の支援	
特定求職者雇用開発助成金等の活用	
試用雇用(トライアル雇用)を通じた早期就職の促進	
保育所優先入所の推進	
多様な保育、子育て支援サービスの提供	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	
母子家庭等日常生活支援事業の拡充	
生活支援講習会等事業の実施	
母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	
公営住宅における優先入居の推進等	
養育費相談支援センター事業の推進	法律相談事業の実施
母子自立支援員等による相談機能の強化	
社団法人家庭問題情報センターとの連携	
母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施	
児童扶養手当の適正な給付業務の実施等	
ひとり親家庭医療費助成等の実施	
各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援	
母子自立支援員等による相談事業の実施	土日・夜間相談事業の実施
配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施	
子ども家庭センター等による相談事業の実施	
母子福祉推進委員による情報提供等の充実	
府・市町村担当課による情報提供等の充実	
サポートネットOSAKA等関係機関との相互連携の推進	
人権教育・啓発に関する施策の推進	入居制約解消に向けた啓発の実施
企業に対する公正採用に関する啓発の実施	

主な施策(具体的取り組み)「第三次計画第5章より抜粋」

母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進	
母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携	①②⑤
地域就労支援事業による就労支援	OSAKAしごとフィールドによる就労支援 ⑤
母子・父子自立支援員による就業相談	②
国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供	
公共職業安定機関(ハローワーク)における就業紹介	
公共職業訓練の実施	就業支援講習会の実施
母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施	②
技能習得期間中の生活資金貸付の実施	
職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進	
民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ	①
ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進	①
母子・父子福祉団体等への業務発注の推進	①
公務労働分野における母子家庭の母等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み	
母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け	
ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援	
特定求職者雇用開発助成金等の活用	試用雇用(トライアル雇用)を通じた早期就職の促進
助成金を活用した正規雇用への転換等の促進	①⑥
保育所等優先入所の推進	
多様な保育、子育て支援サービスの提供	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用	⑤
生活支援講習会等事業の実施	
母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	
公営住宅における優先入居の推進等	
住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)による住居の確保等	④
子どもの学習支援等の推進	③④
養育費相談支援センター事業の推進	法律相談事業の実施
面会交流に向けた支援	③
母子・父子自立支援員等による相談機能の強化	
公益社団法人家庭問題情報センターとの連携	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施	②
児童扶養手当の適正な給付業務の実施等	
ひとり親家庭医療費助成等の実施	
各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援	
母子・父子自立支援員等による相談事業の実施	② 土日・夜間相談事業の実施
配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施	
子ども家庭センター等による相談事業の実施	
母子・父子福祉推進委員による情報提供等の充実	②
府・市町村担当課による情報提供等の充実	
関係機関との相互連携の推進	⑥ 学校教育機関との連携の推進 ③
人権教育・啓発に関する施策の推進	入居制約解消に向けた啓発の実施
企業に対する公正採用に関する啓発の実施	個人情報の取扱い等に関する取組の推進 ⑥

後継計画の策定

第三次計画のポイント等

◆「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(⇒①)、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(⇒②)、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(⇒③)、「生活困窮者自立支援法」(⇒④)等の趣旨を踏まえ、総合的かつ計画的な施策の展開
◆新たに展開された施策(⇒⑤)や、これまでの推進委員会意見やアンケート調査結果(⇒⑥)を踏まえ、主な施策を拡充

アンケート結果より、就労等に関して望む施策の方向性の第1位が「正規雇用での就労機会の拡充」(23.9%)。

新たな施策である「OSAKAしごとフィールド」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」との連携による効果的な支援。

特別措置法の施行を踏まえ、府における「行政の福祉化」の取組みなどを、一般市に働きかけ。

日常生活支援事業未実施市の多くはファミリー・サポート・センター事業の利用を誘導。

民法改正を踏まえた養育費の確保と面会交流の実施を推進する必要性が高まっている。

アンケート結果より、ほとんどの公的施設・制度について「知らなかった」が大半を占め、「活用している」が1割未満。

【ポイント】

▶子どもの貧困対策を視野に、父子家庭を含むひとり親家庭等に対する就業支援・子育て等生活支援、及びそれを支える支援者・関係機関との連携強化を重点とした取組を実施